女性同性愛者はどのような「差別」を経験しているのか

――当事者へのインタビュー調査から――

田村美緒

日本において、近年、性の多様性が受け入れられ、同性愛者をはじめとしたセクシュアルマイノリティに対する明確な差別は減りつつある、ということが言われている。その一方で、「同性愛」に対する根強い抵抗感を持つ人も多い。

本稿では、セクシュアルマイノリティのなかでも女性同性愛者に対象を絞り、彼女らがどのような被差別経験をしているのか、ということを、当事者へのインタビュー調査を通して検討することを試みた。

なお、本稿における「女性同性愛者」とは、レズビアン及びバイセクシュアル女性の両方を指す言葉とする。また、「同性愛者」という語を使用する際には、ゲイ・レズビアン・バイセクシュアル女性・バイセクシュアル男性をすべて含むものとする。バイセクシュアルについて言及する時には、別途「バイセクシュアル」の語を使用した。

第1章では、現代日本における同性愛者の位置づけと、その近年における変化を概観した。主に1990年代から2010年代における同性愛者の位置づけを見たうえで、同性愛者のなかでも女性同性愛者の位置づけを概観した。第1節では、日本において同性愛者の問題が「趣味・嗜好」から「人権問題」へと捉えなおされつつも、しばしば「趣味・嗜好」とまたされてしまう、その一連の経緯を記述した。第2節では、ごく近年の同性愛者の位置づけとして、人権に関わる施策の広まりや、企業による「LGBTフレンドリー」の広がる状況を概観する。第3節では、女性同性愛者に焦点を絞り、堀江（2014）が述べるところの、彼女たちに向けられる二つのまなざし、つまり、「存在自体が社会のなかで認識されないという不可視性」と「過剰に性的な意味づけをされてきたイメージ」を説明した。

第2章では、現代日本における女性同性愛者差別を検討するための概念枠組みを準備した。まず、デニス・アルトマン（Altman 1993＝2010）の述べる、同性愛者に対する抑圧を取り上げた。アルトマンによると、同性愛者が出会う抑圧には〈迫害〉〈差別〉〈寛容〉という三つの種類がある。〈迫害〉とは、同性愛行為を法的に罰したり、同性愛者であることを理由に精神的・物理的暴力を加えることである。対して、〈差別〉とは、同性愛者であるために職業など生活のある部分において不利益を受けることである。三つ目の〈寛容〉とは、同性愛者に対する「条件付きの受容」であり、同性愛者に対する「哀れみ」をもとに、多数派から与えられるものである。その上で彼は、同性愛者にとって最も破壊的な抑圧は、「個人が抑圧を抑圧として認めないほどそれが内面化している場合である」（Altman 1993＝2010: 47）と述べる。そして、以上のアルトマンの抑圧論を踏まえた上で、佐藤裕（2005）の差別論と、「象徴的排除」という考え方を見ていった。

第3章では、実際に女性同性愛者へのインタビューを行った概要を示した上で、まず、調査協力者のセクシュアリティと彼女たちがそれを自覚した時期や契機を見ていく。対象者の主観的経験にアプローチすることを試みるため、質的調査として半構造化インタビューを行った。対象者は、「身体的性別と性自認が女性である、レズビアンかバイセクシュアル女性」、つまり「女性に恋愛感情を抱く女性」とする。調査者の特徴として挙げら

れるのは、同じ「バイセクシュアル」「レズビアン」と名乗っていても、その内実が少しずつ異なる、ということであった。

第4章では、インタビュー調査を行った結果、調査協力者の語りから得られた、日常のなかの被差別経験を記述した。調査協力者の人びとは極めて日常的に差別を経験していた。差別的な発言は、往々にして学校の教師、友人や先輩後輩、家族や親族、アルバイト先の人びとなど、身近な人びとからなされる。その過程の中で彼女たちは「同性愛者」に付与されたスティグマを学習し、それに対処する方法をなんとか見出しながらも、スティグマを内面化してしまう、という過程を経ていることが伺えた。また、セクシュアルマイノリティ同士の差別についても記述した。その点に関して、インタビューの中で多く語られたのは、調査協力者の多くがバイセクシュアル自認であったこともあり、「バイセクシュアルに対する差別」であった。

第5章では考察を行い、同性愛者が「周囲にいる」という前提の差別と、「周囲にいない」という前提の差別が存在するのではないか、ということを述べた。

筆者は当初、アルトマンの〈迫害〉〈差別〉〈寛容〉という概念枠組みを用い、女性同性愛者が直面する差別を把捉することを企図していた。しかし、調査と考察を進めていくなかで、この概念枠組みだけでは彼女たちの経験を捉えきることができないのではないか、という結論に至った。以下で、その根拠を述べる。

最初は、〈迫害〉に関してである。日本には、「非合法化に基づく」〈迫害〉は存在していない。というのも、同性愛は「非合法」ではないからである。ただし、日本には、同性愛者を処罰する法律こそないが、同性愛者の権利を尊重、伸長するような法律もまた存在してはいない。同性愛者は現行法では、多くの場合、存在することを想定されていないのである。日本における〈迫害〉は、「非合法化には基づかない」〈迫害〉と言えるのではないだろうか。

次に、〈差別〉に関してである。今回の調査協力者は、就職や人生設計にあたって、同性愛者であるために雇用面で不利を受ける可能性を視野に入れて事前に対策を取ろうとしていた。彼女たちは〈差別〉があることを前提とし、そのリスクを未然に少しでも軽減しようとしていた。

三つ目に、〈寛容〉に関してである。調査対象者のなかには、同性愛者に対して「いてもしょうがない」「差別はしない」と、「当事者を理解している」ことを示しながらも、「私の生活世界や人間関係のなかに入ってきたら嫌だ」と排除されるという経験をした者がいた。このような営みは、果たして〈寛容〉と呼ぶことができるのであろうか。

ところで、先述のような、アルトマンが指摘したところの「抑圧」は、同性愛者が「周囲にいる」ことを想定されて行われる。また、同性愛者のセクシュアリティが明らかになっているからこそ行われるものである。しかし、同性愛者に対する差別は、時として当の同性愛者が「いない」という前提のもと行われる。自らの性的指向をカミングアウトしていない同性愛者は、「ここにはいない」抽象的な「ホモ」「オカマ」「レズ」に対する揶揄に対して、「同化」を余儀なくされていく。こうして、カミングアウトをしていない同性愛者は「被差別者」でありながら、差別の「共犯者」にされるという引き裂かれた状況を経験することとなる。

このような「象徴的排除」は、当の同性愛者が「周囲にいない」ことを想定されて行われていることもあり、非常に見えづらく、問題化されにくいものである。かつ、「同性愛者が周囲にいない」という想定が、当の同性愛者と認識のズレを引き起こしてしまうのではないだろうか。そして、そこから「差別」に対する認識のズレが生じてしまう。

また、「同性愛者」の中でも、「女性同性愛者」に対しては、①「存在自

体が社会のなかで認識されないという不可視性」、②「過剰に性的な意味づけをされてきたイメージ」に基づいた「象徴的排除」が存在するということが炙り出された。「女性同士の交際」はできない、できたとしても「いつまでもできるものではない」と解釈されることによって、「女性同士の親密な関係性」を表す「レズビアン」は存在しないものとされてしまう。このような「象徴的排除」によって、女性同性愛者はますます「不可視」なものとされ、性的な、ポルノの世界へと追いやられてしまう。「女性同性愛」という関係性が、さらに「存在しない」ものとされてしまうのである。

第6章では、当事者が近年のセクシュアルマイノリティに対する様々な施策へ不信感と期待の両方を抱いていることを述べた上で、それでは「セクシュアルマイノリティに対する差別がない」とはどのような状態か、ということを考察した。

近年の「LGBTフレンドリー」というスローガンを掲げた企業の取り組みや、自治体の人権施策などに対する批判と、当事者の不信感や期待を見る。最後に、調査対象者にとって、「セクシュアルマイノリティに対する差別がない」とはどのような状態か、ということを語ってもらった。

本研究を通して見えてきたのは、以下のようなことである。同性愛者に対する差別は、身体的・精神的・性的暴力などの〈迫害〉や、職業における〈差別〉、条件付きの〈寛容〉などの抑圧だけでは決してない。時に、それらの抑圧は内面化され、自己否定や同じセクシュアルマイノリティへの差別を引き起こす。さらに、以上のような抑圧はあくまで「同性愛者」が「周囲にいる」ことを前提としているものである。しかし、同性愛者はしばしば「周囲にいない」と想定される。抽象的な「ホモ」「オカマ」「同性愛者」イメージだけが独り歩きして参照され、それに基づいた見えづらい差別が行われる。そして、往々にして差別をする側はそれを「差別」であると認識していない。近年、同性愛者の受容が進んでいるようにも見える。ところが、当事者は紛れもなく日常感覚として差別を感じている。

同性愛者を巡る社会情勢は現在急激に変化している。今後、同性愛者に対する見えづらい差別をいかに可視化し、権利の保障に結び付けていくかが肝要であろう。

引用指示文献

Altman, Dennis. 1993. Homosexual: Oppression and Liberation. New York: New York University Press.（＝2010、岡島克樹・河口和也・風間孝訳『ゲイ・アイデンティティ――抑圧と解放』、岩波書店。）

堀江有里、2014、「特集 百合文化の現在 女たちの関係性を表象すること レズビアンへのまなざしをめぐるノート」、『ユリイカ』、2014. 46 (15). 78-86.

佐藤裕、2005、『差別論――偏見理論批判』、明石書店。